



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 秋元大樹

### 1時限目 事案の概要

X（食料品に関する貿易業等を目的とする会社）は、Y（フランチャイズ形態による飲食店業の経営指導等を目的とする会社）との間で、XがYから注文を受けた商品を中国の食品加工工場に製造させて輸入し、YがXからこれを購入するという取引（以下「本件取引」という）を約3年間継続してきた。

ところが、Yは、本件取引開始後3年を経過したころに、Xに対し、本件取引を打ち切り、今後はYの開発した商品に関してはXに発注しない旨を伝えると共に、Xが食品を製造させていた中国の工場との間で直接取引を行うようになった。

そこで、Xは、XとYとの間には継続的取引契約が成立しており、Yが猶予期間を置くことなく突然本件取引を打ち切ったことには債務不履行ないし信義則上の義務違反があるなどと主張して、Yに対し、1億1,294万円余の損害賠償を請求した（東京地判平19.11.26判時2009号106頁）。

### 2時限目 判 旨

本判決は、本件取引においてXとYとの間に継続的取引契約が成立しないとしながらも、(1) Xには本件取引が相当期間継続することについての合理的期待が生じていたものと認められ、YにおいてもXのYに対する依存度や上記期待を認識していたものというべきであるから、Yには、本件取引を中止するに当たって、Xに生ずる被害が最小限となるよう配慮すべき取引当事者としての信義則上の義務があるというべきである、(2) 本件取引の経緯に照らせば、Yが本件取引の全部打ち切りを告知するに際しては、4カ月程度の猶予期間を置くべき義務があったと言うべきであるが、Yが猶予期間をおく配慮をしなかったのであるから、信義則上の配慮義務違反があると認められる、などと判断してYの損害賠償責任を肯定し、Yに対して448万円の支払いを認める限度で本訴請求を認容した。

### 3時限目 実務の視点

一定期間継続した取引関係の終了をめぐることは、いわゆる継続的取引契約の解消の問題として、裁判例および学説において議論がなされてきた（東京高判平9.7.31判時1624号55頁等）。すなわち、かかる契約に基づく取引関係の解消（契約期間満了、更新拒絶、中途解約条項による解約等）につき、やむをえない事由を必要とする等、一定の制限を加えるべきか否かにつき判断が分かれていた。

ところで、上記の議論の中でいう継続的取引契約とは、賃貸借契約や、持続的な商品の供給に関する契約等、一定期間、当事者の一方が相手方に対して商品または役務の提供を継続する義務を負うことを内容とするものが主に想定されていた。

これに対し、本件は、典型的な継続的取引契約が問題となる事案とはやや様相を異にする。すなわち、当事者間にはそのつど個別の売買契約が締結され、取引がなされていたが、一定期間の商品提供を予定した取引条件、価格、取引数量等を定めた基本契約やこれに準ずる合意は認められなかった。このように、そもそも当事者間に、継続的な権利義務に係る合意がなされていない状況下においては、継続的取引契約が成立したと評価するのが困難である場合が多いように思われ、本判決においても継続的取引契約の成立が否定されている。

もっとも、継続的取引契約が成立していないとしても、具体的な状況によっては、当事者の一方が取引の継続に合理的な期待を抱くに至る場合もありうる。本判決は、継続的取引契約が成立するには至らない取引関係において、当事者の一方がその存続につき合理的な期待を抱くに至った場合においては、取引を終了させようとする当事者は、猶予期間を置く等、相手方に対して一定の配慮をする義務を信義則上負うとしたものであって、この種の事案における一つの解決方法を示したものとして実務上参考になると思われる。